

告示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県議会議長 小林 哲也

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

「	
分離課税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・譲渡・雑所得	

「	
分離課税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
一般株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の利子・配当所得	
先物取引の事業・譲渡・雑所得	

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。